

# 宗谷

宗谷教職員組合

「宗谷情報」No.5 平成30年11月30日発行  
発行責任者:古川 正史

〒097-0004 稚内市緑2丁目4-21 宗谷教育会館  
Tel 0162-22-2480 FAX 0162-22-2484  
web: http://www.soya-teachers.org Mail: info@soya-teachers.org



現在、管内各校で人事異動改訂に向けたアンケートが取られています。「異動要領改訂」と聞くと不安に感じます。しかしアンケートが取られるということは、我々の思いが反映されるということです。そこで異動要領をみんなで読み直し、宗谷の異動要領の内容について語り合ひましょう。そして今後の宗谷の教育について語り合ひましょう。

## 異動要領が変わる？ 我々が大事にしたい観点

### 宗谷の教育に携わる 我々の勤務の課題

宗谷管内には、今も昔も変わらず「へき地性の高さ」があります。新学習指導要領には、「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を活用し積極的に図り、資料等の学習活動を充実すること。」といった文言が追加されましたが、残念ながらこうした部分においては、宗谷の子どもたちには、札幌などの「へき地性の低い地域」と比べれば教育格差があります。宗谷の教職員はこうした地域性の中で、宗谷の子どもたちのよりよい成長のために力合わせを進めてきました。具体的には学校づくりや職場づくりでの力合わせであり、教育関係者どうしの連携、子育て運動に代表される保護者や地域のつながりの広がりがあります。全国的な課題として「人材不足」「働き方問題」があること

は報道などでもなされています。宗谷教育局からは「離島への入りが少ない」という見解が夏休み前に発表されました。また、管内教職員の平均年齢が低く40代を前に他管異動してしまう課題や、ここ数年では教頭受験者が不足している課題など、宗谷管内には独自の課題があるのも事実です。

### 異動要領として 何のためにある？

我々はキャリアを重ねる上で、「次はこの地域で実践をしていきたい」「家族のことをで」といったように異動を考えます。

異動要領とは異動にかかわるルールです。このルールが無かったらどうなるでしょうか？一つ例を出すと、「誰でも一年間で異動ができる権利を有する」ということが言えるでしょう。これは極端な話になるかもしれませんが、あり得ない話ではありません。一

年で目の前から先生がいなくなる。しかも学校から子どもたちも保護者も不安になることは目に見えます。

また宗谷という地域は、学校と地域との連携・力合わせを丁寧に取り組んできている歴史があります。子どもがいないにかかわらず、「え」という声は聞こえてくるでしょう。

異動要領ができる前は、教育関係者の中で確認されていた「人事の合意書」に基づき人事異動が行われていました。公正・公平な人事異動を進めていくという観点から「ルール」としての人事異動要領が作られました。もちろんこれはあくまでも「ルール」であり、この「ルール」を目安に関係者が理解と納得を求め合うことが重要になってきます。

今から二〇年ほど前、採用になって二〜三年で他管に異動するという、いわゆる「ルールなきコネ人事（定期大会議案書よりの）」が横行した歴史があります。宗谷の教育（教職員・学校・子どもたち・保護者・地域）を守るという意味でも異動要領は大切なのです。

### 理解と納得を求めあおう

「実家も心配だし、二校八年の基準を満たしているから他管希望を出そう」と考えることもあると思います。二校八年のルールには「同一校三年以上」という文言もありません。知っているつもりでも、「実は知らなかった」ということもあるでしょう。来年度の人事を考え合うこと

はもちろん大切ですが、今回のアンケートをきっかけにして来年度以降の「宗谷の教育」と「私たちの生活」を考え合ひましょう。九月末〜一〇月初頭にかけて現行異動要領の説明が管理職からあったと思いますが、今一度わからない点があれば、出し合い、みんなで理解を深めましょう。それが次期異動要領の理解と納得を求める一歩目です。

	平成8年度 人事異動要領	平成9年度 人事異動要領	現行の人事異動要領
エリアなど	1996年まで	1997~2009年	2010年~現在
エリア区分なし		地域区分 「北宗谷」「南宗谷」 「利礼」 の3ブロック 学校区分 (へき地級地によって) A~D群に区分	エリア 「北宗谷A」 「北宗谷B」 「南宗谷」 「利尻・礼文」
異動基準年数	同一校勤務年数 校長・教頭 2年以上 教員・事務職員 8年以上 新採用者 5年以上	利礼ブロック 4年 北宗谷ブロック (へき地級 特・無級地) 5年 北・南宗谷ブロック (へき地 1~4級地) 6年 新採用者は4年	基本的に6年、 利礼のみ4年、 新採用者は4年
特徴的な点	同一校勤務3年以上 で異動希望を出せる	他管異動のいわゆる 「2校8年」新設	異動希望有無欄廃止
面接の有無	異動対象者の移動に 対する意向及び生活 状況を把握するため、 市町村教育委員会 が面接を行う。	異動対象者及び異動希望者が 面接を希望する場合に おいて面接を行うものとする。	

# 教員はやはり高プロ?

# 変形労働時間制を検討

十一月十三日(火)、中教審特別部会で、労働時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入検討を軸とする答申の骨子案が示されました。「高度プロフェッショナル制度に教職員は当てはまらない」という捉えでしたが、実質的に高プロ?という思いも出てきてしまいます…。

現在の北海道の教職員の場合、修学旅行などがあつた場合、「その行われた日を含めて前後最大四週間(二八週間)の間に設定した四週間に割り振る」となっています。これが年単位となることにより、繁忙状況に応じて学期中の勤務時間を引き上げる一方で長期休業中の学校閉庁日を増やして長期休業をまとめて取りやすくする…と部会では述べています。

「柔軟になる」と捉えれば前進にも感じるかもしれませんが、「年休を取る権利が無くなってしまふ」とも捉えることができそうです。つまり、我々の労働時間が短くなるわけでもなく、業務量が減るといってもありません。根

本的に我々の働き方が改善されるわけではない、ということですが、この内容については部会内でも懸念の声が上がり、東京都武蔵野市立第五小学校の嶋田校長は、「一日、一週間の勤務時間で見えないと先生たちは力尽きてしまふ」と訴えました。定員増・業務量の削減無くして我々の働き方改革は進みません。年明けからは定員・教育予算交渉が始まります。より良い教育を進めるために、いまこそ知恵を出し合い、力を合わせる事が大切です!

### ※変形労働時間制

労働基準法で一日八時間、週四十時間」と上限を定めているが、一ヶ月や一年といった一定期間の平均で週四十時間を超えなければ、上限を超えることを認める制度。文科省の出したイメージでは、学期中の勤務時間を週三時間増やせば十五日、週四時間で二十日、学校閉庁日を増やすことができる」と試算されている。

### 現状から見えてくる...

平成二十八年度、文科省が実施した勤務実態調査によると、一日当たり小学校教員で三時間三十分、中学校で三時間四十七分の勤務超過があることが分かっています。つまり、少なくとも一日当たり三時間、週当たり十五時間上限を超えることとなります。単純計算すると、学校閉庁日は十五日と、長期休業中には到底処理しきれない、非現実的な日数です。

現在、北海道内で七十五人の欠員状態です(十月一日現在)。まずは道教委の責任のもと、定数の確保を踏ん張ってもらいたいところです。今年の採用試験では一般選考で合格者が増え、先日は特別選考人材を確保しようとしている姿勢が見えます。定数確保は最低条件として、今後の我々の働き方について考え続けていくことが必要です。



## 教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果について

### ● 教諭の平均的な勤務の状況

	小学校	中学校
定められている勤務開始・終了時刻	8:15~16:45	
出勤・退勤時刻の平均 (平均年齢 41.1歳)	7:30~19:01	7:27~19:19
1日当たりの学内勤務時間	11時間15分	11時間32分
教員*の1年間当たりの有給休暇の平均取得日数	11.6日	8.8日

### 全教共済を知ろうのコーナー

## 第2回 損はない! 総合共済

このコーナーでは「加盟者同士がお互いに助け合う」というシステムの共済について学びます。今回は「総合共済」についてです。

総合共済とは、月々600円という安い掛金を積み立て、お祝い金やお見舞い給付が受けられ(胆振東部地震の時には北海道の加入者全員に5000円給付!)、退職・退会時には掛け金が全額戻ってくる嬉しい共済です。なぜ全額戻ってくるかというと、給付金は運営余剰金で賄っているからです。ちなみに今、全国の加入者全員が「総合共済を辞めます」と言われても、払い戻す余力があります。欠点としては、口座振替はゆうちょしか対応していないことです。ちょっとした積み立てと思って始めませんか??詳しく知りたい方は宗谷教組本部まで!

文部科学省HPより  
(平成18年度では、小学校で2時間37分、中学校で2時間51分と労働時間は増えている。)



学期末の多忙極まりない時期に突入してきました。冬も本番です。今、しんと雪が降り続けています。みなさん体調は崩されていませんか?個人的には雪が降るとウキウキしてきます。冬休



み明けにはほとんどの学校でスキー授業も始まりますね。スキー関係で困ったことがあれば宗谷教組本部にお問合せを。書記長が相談にのりますよ!

(えんどー)